

防除指針の利用にあたって

1. 本指針は目次のとおり、防除指針ⅠとⅡに大別しており、「防除指針Ⅰ」は、本県において広範に栽培されている農作物、指定産地がある農作物等を掲載し、防除指針Ⅰは①～③に基づいて作成した。
 - ①有害動植物(病害虫、雑草など)は、本県で発生及び被害が確認され、防除が必要と判断されたものをとりあげた。
 - ②防除のポイントの項は、本県でとくに注意が必要な農薬の使用法や実用性のある防除法に限って記載した。したがって、すべての注意事項を記載していないので、農薬容器のラベルに記載されている注意事項も確認して遵守すること。
 - ③本指針に採用する農薬は、登録農薬の中から本県において安全かつ効果的に使用できると考えられるものをとりあげた。
2. 「防除指針Ⅱ」は、防除指針Ⅰに該当しない農作物の一部をとりあげた。防除指針Ⅱの記載内容は、防除指針Ⅰに掲載されている近似作物の内容を参考にして作成しており、本県における調査等を行っていない農薬が多い。
3. くん煙、土壌消毒等の特殊な防除方法については別の項目にとりまとめた。
4. 本指針に記載した適用作物等は、令和8年4月1日現在のものである。それ以降に変更になっている場合があるため、必ず農林水産省の農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp/>) や農薬メーカーのホームページ等、複数の情報源で最新の登録情報を確認するとともに、使用にあたっては農薬容器のラベルに記載されている農薬使用基準を確認して遵守する。